

# 支部長会 次第

令和5年10月12日（木）

午後3時より

本会大会議室

## 1. 会長挨拶

## 2. 本会からの連絡事項

### (1) 民事法務部

- ・神奈川県事業承継ネットワークへの参加について

(神奈川県事業承継・引継ぎ支援センターから担当者来訪)

### (2) 総務部

- ・一般倫理研修の受講について

### (3) 運輸警察部

- ・出張封印業務受任時の注意事項（特にナンバープレートの返却）について

### (4) 相談部

- ・広報月間における各支部主催街頭無料相談会の伺い及び報告について

## 3. 議題

### (1) 広報月間における支部での取り組み・情報共有について

### (2) 支部における福利厚生活動・情報共有について

### (3) 新入会員へのアプローチ方法・情報共有について

### (4) その他（情報交換・本会への照会事項等）

## 4. その他

- ・次回支部長会の日程 令和5年12月12日（火）本会大会議室

15:00 -

以上

# 会員の皆様へ

日本行政書士会連合会

令和5年8月31日より

1. 一般倫理研修の受講が“義務”となります。
2. 職務上請求書の購入時に一般倫理研修の修了証が必要となります。

## ○概要

令和3年の職務上請求書の不正使用による事件を契機として、再発防止を徹底するため、国家資格者たる行政書士の素養の一つとして必要な倫理について、それを養い維持するための研修の受講を“義務”とする会則改正がなされました（日本行政書士会連合会会則 62 条の2 第3項）。倫理研修の実施のために必要な事項は、日本行政書士会連合会倫理研修規則により定められました（令和5年8月31日施行）。

## ○研修科目

- ①行政書士法及び関係法令    ②人権    ③職業倫理    ④職務上請求書の適正使用

## ○受講方法

中央研修所研修サイト (<https://gyosei-informationstar.jp/>)

で提供されるビデオ・オン・デマンド（V.O.D）コンテンツを視聴していただきます

中央研修所研修サイトへのアクセスはこちら→



※視聴にはPC・スマートフォン等が必要です。

※中央研修所研修サイト（VOD）での受講が困難な場合は、ご所属の単位会にご相談ください。

※初回は、ID、パスワードの発行が必要です。

10/ 37.5%

## ○受講期限（初回）

①令和5年8月31日時点で会員である者

令和6年3月31日までに受講し、修了する。

②令和5年8月31日以降新規に登録を受けた者

登録月の翌月初日から起算して3か月以内に受講し、修了する。

例：令和5年10月1日に登録した者 → 令和6年1月31日まで

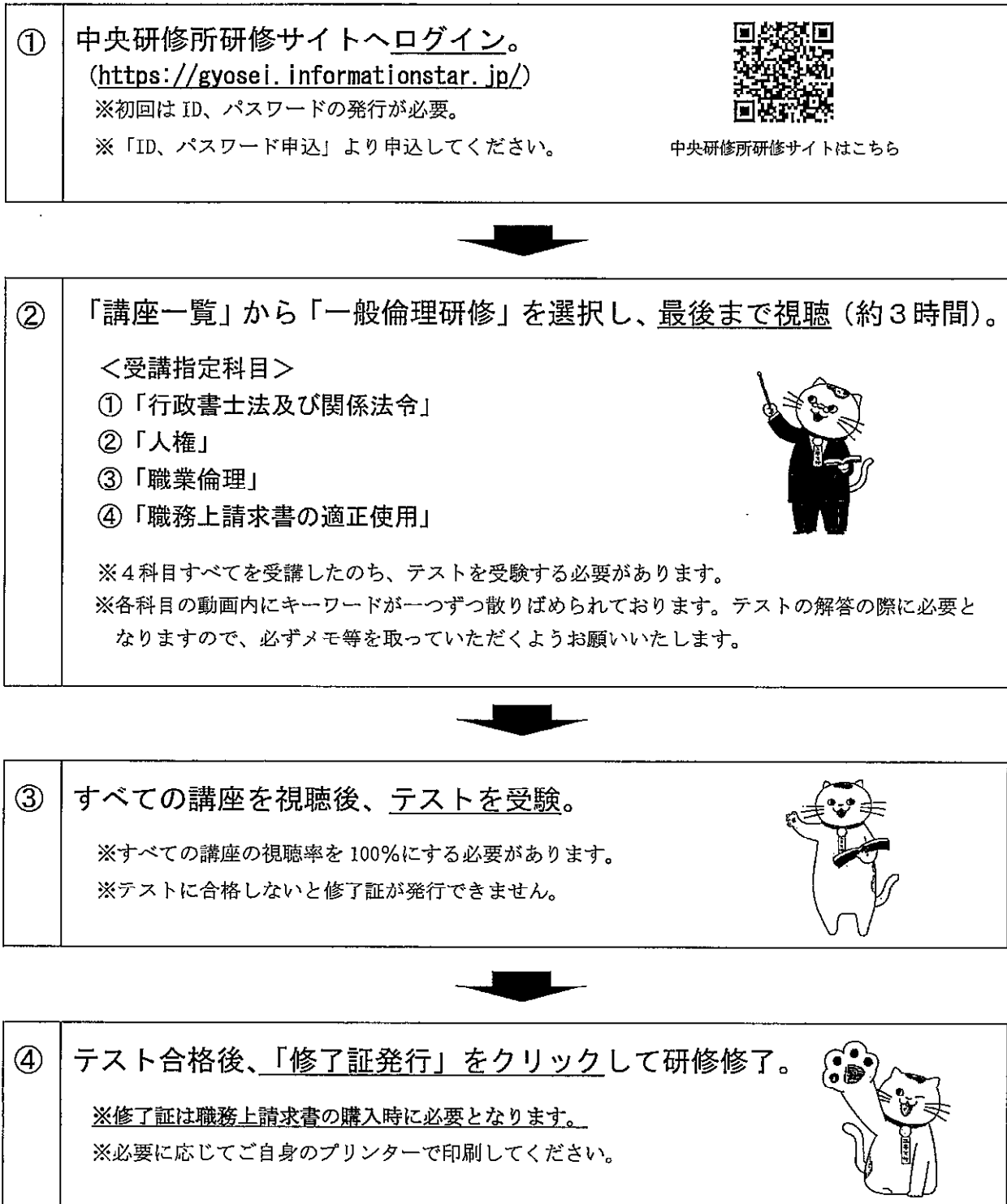
## <参考（次回期限）>

修了日の5年後の日が属する年度の3月31日

例：令和5年9月1日に修了した場合⇒令和11年3月31日

※ただし、令和5年3月31日までに修了した場合は、令和11年3月31日とする。

# Y O R 研修受講の流れ



※より詳細な流れについては、中央研修所研修サイトに掲載している「中央研修所研修サイト利用マニュアル（一般倫理研修）」をご確認ください。

## 自動車封印取付け業務取扱者へ注意喚起のお願い

自動車封印取付け業務は、神奈川県行政書士会が、運輸支局より信頼を得て委託された業務です（個々の会員は、神奈川県行政書士会からの再委託であり、運輸支局から直接委託を受けているものではありません）。

従って、トラブルが生じると、当該会員ではなく、神奈川県行政書士会の信頼に関わります。つきましては、支部研修会など、支部会員が集合する機会がありましたら、下記の注意事項を呼びかけていただければ幸いです。

### 1. 自動車登録番号標の返納期日厳守のお願い

令和5年8月に、自動車封印取付け業務に関し、封印取付け後に自動車登録番号標（以下、ナンバープレート）を返納する場合において、返納期日以内にナンバープレートを返納できず、神奈川県行政書士会より運輸支局へお詫びと事情の説明に伺う事件が2件発生しました。

災害等により期日内の返納が困難と予想される場合は、返納期日を迎える前に、運輸支局や自動車検査登録事務所にナンバープレートの返納が遅れる可能性があることを連絡し、担当者の指示を仰いで下さい。

体調不良により期日内の返納が困難と予想される場合も、返納期日を迎える前に、運輸支局や自動車検査登録事務所に事情を説明し、使用者による返納などの代替策を提案し了承を得るなどの対応を行って下さい。

万一、期日内に返納できなかつた場合は、運輸支局や自動車検査登録事務所に加え、神奈川県行政書士会事務局にも、その旨を連絡して下さい。

### 2. 遵守事項の厳守のお願い

自動車封印取付け業務に関する遵守事項が守られない事例、とりわけ、下記の事例が散見されま

- (1) 封印取付け報告書の未提出（施封0件でも提出する必要があります）
  - (2) 行政書士賠償責任保険（出張封印特約付）加入証の写しの未提出（※1）
- ※1 加入証の写しの提出は神奈川県行政書士会が不定期に実施しています。

上記（1）につきましては、令和5年9月から、封印取付け報告がオンライン化されたことにより、報告作業が省力化されました。特に、施封0件の場合の報告は、大幅に省力化されていますので、毎月の封印取付け報告にご協力いただきますよう、お願いいたします。

上記（2）につきましては、出張封印特約付行政書士賠償責任保険に加入していない場合は、そもそも自動車封印取付け業務を行うことができません。今後、行政書士賠償責任保険（出張封印特約付）加入証の写しを提出できない場合は、保険未加入と見做し、自動車封印取付け業務取扱者名簿から抹消する予定ですので、ご注意ください。